

昌子の広場

第128報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel 0725-54-2626

Fax 020-4669-6920

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

再生紙を使用しています



住民訴訟で市が敗訴（高裁） 議員の報酬・定数問題を考える 上伯太線訴訟で市が控訴

目次

・住民訴訟で市が敗訴(高裁)	P1
・議員の報酬・定数問題を考える	P2-3
・上伯太線訴訟で市が控訴	P4
・昌子の広場	P4

和泉市が土地開発公社への課税漏れで敗訴 オンブズ和泉の住民訴訟で大阪高裁控訴棄却！

土地開発公社の固定資産課税漏れの経緯

- H15.4
従来土地開発公社の保有土地への固定資産税は非課税とされていましたが、有償で貸し付けている土地については課税対象と変更されました。
しかし市の課税担当はこれを見過ごし、非課税を続けていました。
- H22.8
兵庫県三木市が土地開発公社への固定資産税の課税漏れがあったと発表しました
- H22.9
調査の結果和泉市でも同様の事があったとして、オンブズ和泉が住民監査請求
<請求の内容>
公社への課税を怠っていることの違法確認。公社への遡及課税。地方税法等でそれが不可能なときは当時の市長等に損害賠償を求める
- H22.11
和泉市監査委員は、課税漏れは違法であるが職員に故意又は重大な過失はないとして棄却。課税事務の適正な執行に努められたいと市に要望。
- H22.12
監査結果を不満としてオンブズ和泉が住民訴訟
- H24.1
大阪地裁判決 原告勝訴 市敗訴
- H24.1 和泉市が控訴
- H24.5 大阪高裁控訴棄却判決
原告の完全勝訴となりました。

この住民訴訟は税を公正に徴収するという税務担当職員の基本を蔑ろにする問題で、看過できないものと考え行われたものです。兵庫県三木市の事がなければこの問題は表に出ないまま闇に葬られた可能性があります。

1 審で市が敗訴し、控訴していましたが今回控訴棄却の判決が出て原告（オンブズ和泉）の完全勝訴となりました。（上告の道は残っていますが・・・）

この訴訟の争点は、当時の資産課税課長に過失があったのか、財務会計に関わる職員以外の一般の職員に損害賠償を求めるのに、故意または重大な過失が必要かが争われたものです。

特に後者については、一般の職員に損害賠償を求めるには故意または重大な過失が必要との認識が一定程度定着しており（監査結果にもその趣旨の言及あり）、その判断が注目されていましたが、今回 1 審、2 審とも単なる過失でも損害賠償を求めることが出来ると判示しました。

今まで市長については単なる過失でもその責任を追究出来る事は一般に認められていましたが、一般の職員についても同じ事となり、より緊張感を持って職務に当たることが求められます。

最近、市の訴訟で敗訴が続いています。市が被告となった互助会に関する合意充当の 1, 2 審、今回の 1, 2 審の 4 件（いずれもオンブズ和泉が原告の住民訴訟）、市が提訴した上伯太線の計 5 件です。市が訴訟の当事者で敗訴するのはきわめて珍しい事ですが、最近敗訴が続くのは単なる偶然でしょうか？

住民訴訟とは

地方自治体の違法な公金の使い方を正すために設けられたもので、一人でも住民監査請求を経れば行うことが出来、市民が直接市政に参加出来る手段の一つです。訴訟の利益は全て自治体に帰属し、原告は訴訟費用を負担しますが何の利益もありません。（その点ボランティアの一種です）この判決が確定すれば、市は損害賠償を請求出来、それは和泉市の収入となります。

<議会改革検討会議始まる>

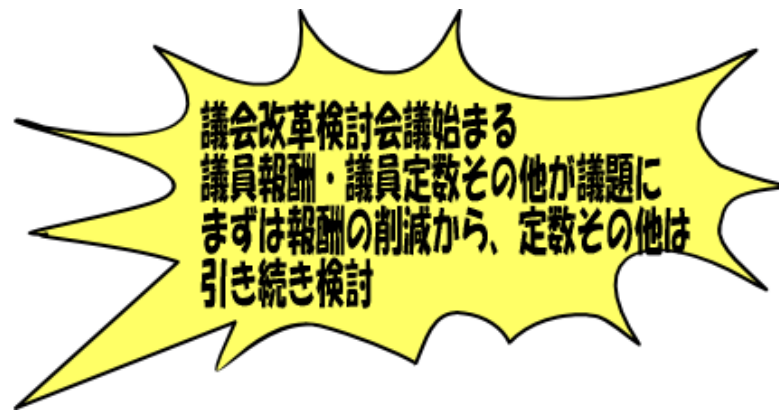
府内自治体の議員報酬と定数の実態は下表の通りです。

	人口	議員報酬			議員定数			政務調査費 月額
		議員	直近改定時期	見直し等	定数	人口/議員数	見直し等	
1 堺	842,642	780,000	H20.1.1	検討中	52	16,204	検討中	300,000
2 東大阪	507,830	700,000	H8.10.1		42	12,091		200,000
3 枚方	410,142	628,800	H24.4.1	H24.3可決	32	12,816	H24.3可決	70,000
4 豊中	390,294	635,000	H24.4.1		36	10,841	検討中	70,000
5 高槻	357,137	660,000	H6.10.1		36	9,920		70,000
6 吹田	354,053	650,000	H6.4.1	検討中	36	9,834	検討中	110,000
7 茨木	275,995	664,000	H23.4.1		32	8,624	検討中	40,000
8 八尾	271,066	610,000	H7.7.1		28	9,680		70,000
9 寝屋川	242,696	645,000	H24.4.1	検討中	28	8,667	検討中	80,000
10 岸和田	202,176	600,000	H15.5.1		26	7,776		50,000
11 和泉	187,334	600,000	H9.4.1		24	7,805		70,000
12 守口	146,511	550,800	H24.5.1		22	6,659		30,000
13 箕面	131,267	573,400	H24.4.1		23	5,707	H24.3可決	45,000
14 門真	129,023	594,000	H21.4.1		22	5,864		45,000
15 大東	126,366	590,000	H10.1.1		17	7,433		80,000
16 松原	124,920	620,000	H24.4.1		19	6,574	検討中	85,000
17 富田林	118,561	579,500	H24.4.1		19	6,240		95,000
18 羽曳野	117,140	600,000	H7.7.1	検討中	18	6,507		80,000
19 河内長野	113,939	570,000	H22.7.1	検討中	18	6,329		50,000
20 池田	103,199	540,000	H23.7.1	検討中	23	4,486		60,000
21 泉佐野	102,362	440,000	H23.10.1		20	5,118		50,000
22 貝塚	90,496	550,000	H24.5.1	検討中	20	4,524	検討中	30,000
23 摂津	84,414	535,000	H6.9.1		22	3,837		30,000
24 交野	78,539	540,000	H23.10.1		15	5,235		50,000
25 泉大津	77,294	550,000	H6.4.1	検討中	18	4,294	検討中	25,000
26 柏原	73,346	520,000	H24.4.1	検討中	18	4,074	検討中	40,000
27 藤井寺	66,698	520,000	H20.10.1		16	4,168		30,000
28 泉南	64,984	500,000	H7.9.1		18	3,610		50,000
29 高石	59,448	520,000	H5.1.1		17	3,496		36,000
30 大阪狭山	57,685	456,000	H23.7.1		15	3,845		35,000
31 阪南	57,680	460,000	H7.12.1		16	3,605		20,000
32 四條畷	57,270	503,500	H10.4.1		12	4,772		40,000
平均	188,203	577,656			238	7,924		66,750

平成24年5月25日現在(和泉市議会事務局作成)

議会改革委員会の状況

- ・委員構成 公明党(吉川、服部)、レインボーいずみ(大橋、小林)、明政会(山本)、日本共産党(早乙女)、市民クラブ(藤田)、清和会(辻本)、五月会(杉本)、信和会(知覧)、議長、副議長
- ・検討テーマ及びスケジュール
 議員報酬;優先的に議論し、次回6月定例会に条例改正を提案する方向で検討
 議員定数;選挙が差し迫っている事を考慮し、新議会に引き継ぐ
 その他;議員定数と同じ



前回の定例会の最終日に議員提案された報酬削減の議案に対し、会派代表者会議等の申し合わせに反する抜け駆けの議案提出であると15名の議員が退席、議会は流会となり議員報酬削減の議案は廃案となりました。

市民の皆様方から議会の対応に厳しい非難を頂きました。その後5/17に議会改革検討会を立ち上げ、議員報酬、議員定数、議会運営方法に係わる事項なども含めた議会改革の検討を行うことになりました。各会派からメンバーが選出され私も参加する事になりました。

今回廃案となりました議員報酬削減の提案を行った趣旨は、東日本大震災に対しその財源を確保するため国家公務員の給与が、2年間の時限的措置ではありますが大幅に引き下げられ、和泉市においても和泉再生プラン実現のため市長20%削減をはじめ全職員の給与を引き下げることが決まりました。このような事態を受けて議員も同じ痛みを自ら行うべきとして報酬削減が提案されたものです。

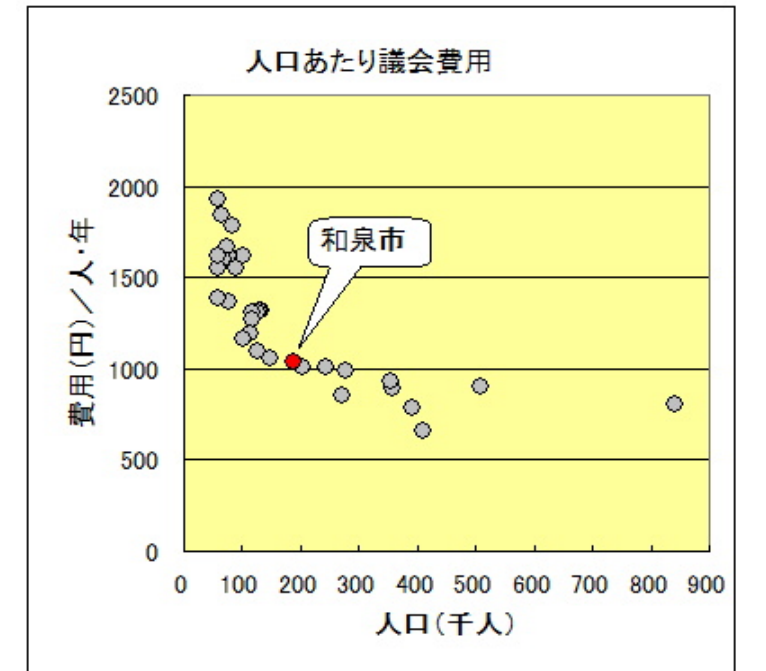
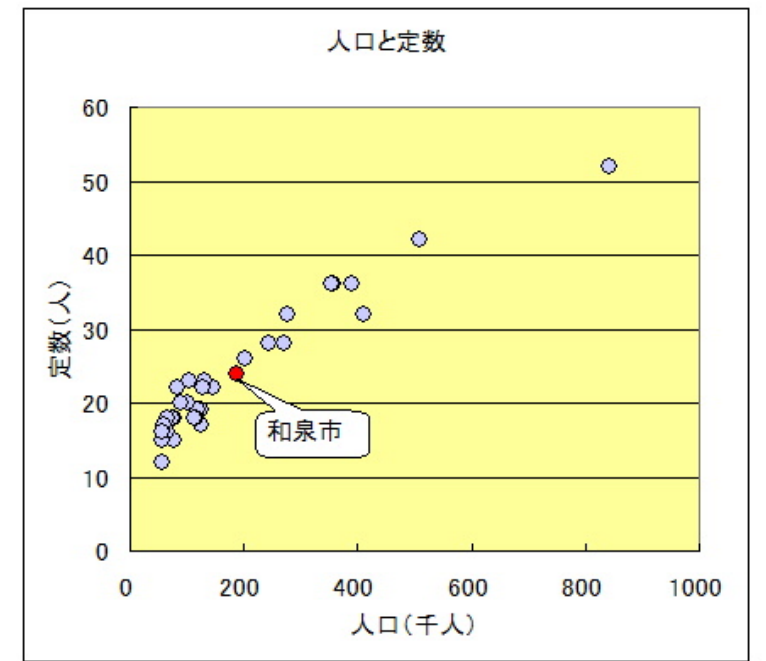
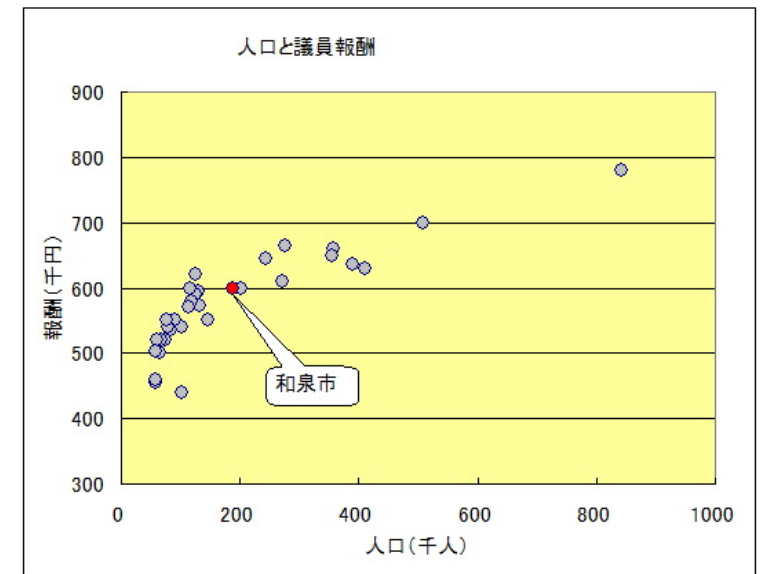
しかし切っ掛けはそうであっても、議員は一体何をしているのか、本当に市政に貢献しているのか、議員はもっと少なくとも問題は無いのでは無いか等、市民の皆様の厳しい批判が背景にあることを忘れてはなりません。

大阪府内の自治体の議会の報酬等の状況は左表の通りです。和泉市が府内自治体の中でどのような位置づけにあるかは右のグラフを見て頂ければ良くわかると思います。報酬や定数は自治体の人口の影響を受けますので、人口と報酬や定数、議会費用(政務調査費を含む)の関係を表したものです。

このグラフから当市が特別に報酬が多いとか、定数が多いとかは伺われません。しかし左表を見て頂きますと、直近で変更したものや検討中が多い自治体で見られます。和泉市は平成9年に改定して以来変更がありません。既に15年が経過しており、検討の時期に来ているのは間違いないと思います。議員報酬の削減は10%削減を主張します。

私は以前から議会の費用の削減は、報酬の削減によるべきで定数の削減は行うべきでは無いと主張してきました。その理由は多様な市民の意見を反映するには一定の議員規模は必要であること、定数を削減すると組織や地盤に支えられた候補者は有利な反面、新人が議会に新しく入るのは至難の業となり、議会に新風を吹き込むことが困難となる事です。

しかし、経済的に裕福でない人でも議員になり、十分な活動するには一定の報酬は必要で、いくらでも削減できるものではありません。そうしますと、昨今の厳しい状況、他市の動きを考えると、一定の定数削減にも踏み込む時に来ているのかも知れません。



議会費用は議員報酬と政務調査費の合計額

上伯太線損害賠償請求訴訟市が控訴

前市長等に対する損害賠償請求訴訟で市は一番で敗訴しましたが、大阪高裁に控訴しました。市の控訴した理由は以下の通りです。

(1) 王子グラウンドの位置づけが事実認定を尽くしていないこと

元の王子グラウンドは、泉北水道企業団と地元自治会との間において、公共の用に供する必要がある場合は契約を終了できる使用貸借契約が締結されていたにもかかわらず、一審判決では、一時的にも使用を停止すれば、公益上の支障が生じるものと認定された。

また、代替施設として整備された松尾寺仮設グラウンドは、専ら特定団体の利用に供されており、王子グラウンドの代替としての機能を逸脱していると考えます。

(2) 松尾寺仮設グラウンド整備は事後処理のもとで行われたにもかかわらず、はじめから正規の手续に則った場合と同様に、裁量の範囲内とされたこと

松尾寺仮設グラウンドの整備は、平成19年12月から平成20年2月に行われましたが、当時、市と業者との間で締結されていた上伯太線の橋梁工事請負契約書には、松尾寺仮設グラウンドを整備することが盛り込まれていませんでした。予算措置を経ず、契約も整っていない工事を実施し、工事が終了してから事後に議会の議決を得て、変更契約したものです。

また、松尾寺仮設グラウンドの整備工事は、橋梁工事を行う場所と直線距離で約7kmも離れており、本来別工事として発注すべきところ、同じ業者に随意契約し、工事を実施しました。さらに、松尾寺仮設グラウンドを整備をさせた結果、橋梁工事請負契約に含まれていた王子グラウンドの復旧整備工事を行う予算がなくなり、契約変更を経なかったために、王子グラウンドの復旧整備工事は、平成20年10月から平成21年7月まで、橋梁工事請負契約書と道路改良工事請負契約書によって二重に契約されていました。このような事務処理の積み重ねを経て、事実先行で行われた松尾寺仮設グラウンドの整備が裁量の範囲内として適法とされることなど容認できないと考えています。

上記2点のほか、既存施設を利用することによって代替グラウンドを整備する必要がなかったことについて、裁判所に正当な判断をしていただきたいと考え、控訴するものです。

今回の一審で敗訴した理由は大きく二つあると思います。一つは旧王子グラウンドが公共的施設に類するものと判断されたこと、二つ目は上記の控訴理由の二番目の違法な事務処理について積極的に主張・立証しなかった事にあると思います。一つ目は事実認定の話ですが、一般市民の目から見ても旧王子グラウンドがその利用形態からして公共的施設に類するとは到底考えられません。

証人尋問等の前市長等の主張に押し切られた感がぬぐえません。二つ目は市の代理人の訴訟進行に問題があったと思います。

控訴審で一審の判断を覆すのは至難の業ですが、一般市民が納得できる判決を望みたいものです。

昌子の日記と予定

- 5/3 憲法キャラバン
- 5/7 和泉中央駅会報配布
- 5/8 和泉中央駅会報配布
- 5/9 和泉中央駅会報配布、ゴミ問題学習会 in 吹田
- 5/10 和泉府中駅会報配布、家庭訪問支援員研修会
- 5/11 和泉中央駅会報配布、下水道部会
- 5/13 万葉講座（現地バスツアー）
- 5/14 光明池駅会報配布
- 5/15 和泉中央駅会報配布
- 5/16 事務所運営委員会
- 5/17 信太山駅会報配布、第1回議会改革検討会議
- 5/18 家庭訪問支援員研修会
- 5/21 第2回議会改革検討会議
- 5/22 泉北水道打合せ
- 5/23 和泉中央駅会報配布、信太山に里山自然を求めるとの連絡会定例会
- 5/24 北信太駅会報配布、家庭訪問支援員研修会
- 5/25 町づくり協議会
- 5/26 映画鑑賞「一枚のハガキ」、緑ヶ丘春の集い
- 5/27 緑ヶ丘女性消防クラブ総会
- 5/28 第3回議会改革検討会議、まゆの会
- 5/29 和泉府中駅会報配布
- 5/30 和泉中央駅会報配布
- 5/31 家庭訪問支援員研修会

<事務所行事> いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

(事務所 〒594-1155 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

- ・講師 大高勇さん(全国万葉協会会員)
- ・会費 1,000円(3か月分) 14-16時
- ・100回 6/9(土) 信仰と伝承(1)古代の古い
- ・101回 7/14(土) 信仰と伝承(2)恋のまじない

パソコン講座(参加費無料)

- ・第2、第4週の火曜 10時~12時、
- 同じく 木曜 14時~16時

市政相談会

- ・第2、4水曜日 20:00~21:30
- 事前に御連絡下さい